

第一款	総則	三
第二款	賃貸借の効力	三
第三款	賃貸借の終了	三
第八節	雇用	三
第九節	請負	三
第十節	委任	三
第十一節	寄託	三
第十二節	組合	三
第十三節	終身定期金	三
第十四節	和解	三
第三章	事務管理	三
第四章	不当利得	三
第五章	不法行為	三
第四編	親族	四
第一章	総則	四
第二章	婚姻	四
第一節	婚姻の成立	四
第一款	婚姻の要件	四
第二款	婚姻の無効及び取消	四
第二節	婚姻の効力	四
第三款	夫婦財産制	四
第一款	総則	四
第二款	法定財産制	四
第四節	離婚	四
第一款	協議上の離婚	四
第二款	裁判上の離婚	四
第三章	親子	四
第一節	養子	四
第二款	縁組の要件	四
第三款	縁組の無効及び取消	四
第四款	縁組の効力	四
第五款	特別養子	四
第四章	親権	四

第一節	総則	五
第二節	親権の効力	五
第三節	親権の喪失	五
第五章	後見	五
第一節	後見の開始	五
第二節	後見の機関	五
第一款	後見人	五
第二款	後見監督人	五
第三節	後見の事務	五
第四節	後見の終了	五
第六章	保佐及び補助	五
第一節	保佐	五
第二節	補助	五
第七章	扶養	五
第五編	相続	五
第一章	総則	五
第二章	相続人	五
第三章	相続の効力	五
第一節	総則	五
第二節	相続分	五
第三節	遺産の分割	五
第四章	相続の承認及び放棄	五
第一節	総則	五
第二節	単純承認	五
第三款	限定承認	五
第三節	相続の放棄	五
第五章	財産分離	五
第六章	相続人の不存在	五
第七章	遺言	五
第一節	総則	五
第二節	遺言の方式	五
第一款	普通の方式	五
第二款	特別の方式	五
第三節	遺言の効力	五
第四節	遺言の執行	五
第五節	遺言の撤回及び取消	五

第八章	遺留分	六
民法施行法(抄)		六
不動産登記法(抄)		七
借地借家法		七
第一章	総則	七
第二章	借地	七
第一節	借地権の存続期間等	七
第二節	借地権の効力	七
第三節	借地条件の変更等	七
第四節	定期借地権等	七
第三章	借家	七
第一節	建物賃貸借契約の更新	七
第二節	建物賃貸借の効力	七
第三節	定期建物賃貸借等	七
第四章	借地条件の変更等の裁判	七
手続		七
建物の区分所有等に関する法律		七
第一章	建物の区分所有	七
第一節	総則	七
第二節	共用部分等	七
第三節	敷地利用権	七
第四節	管理者	七
第五節	規約及び集会	七
第六節	管理組合法人	七
第七節	義務違反者に対する措置	七
第八節	復旧及び建替え	七
第二章	団地	七
第三章	罰則	七
供託法		七
工場抵当法(抄)		七

仮登記担保契約に関する法律……………二〇

信託法(抄)……………二〇

電子記録債権法……………二二

第一章 総則……………二二

第二章 電子記録債権の発生、讓渡等……………二三

第一節 通則……………二三

第一款 電子記録……………二三

第二款 電子記録債権に係る意思表示等……………二四

第二章 発生……………二四

第三章 讓渡……………二五

第四章 消滅……………二六

第五章 記録事項の変更……………二六

第六章 電子記録保証……………二七

第七章 質権……………二七

第八章 分割……………二八

第九章 電子債権記録機関の変更……………二八

第十章 雑則……………二八

第三章 電子債権記録機関……………二九

第一節 通則……………二九

第二節 業務……………二九

第三節 口座間送金決済等に係る措置……………三〇

第四節 監督……………三〇

第五節 合併、分割及び事業の讓渡……………三〇

第六節 解散等……………三一

第四章 雑則……………三一

第五章 罰則……………三一

第六章 罰則……………三二

第七章 罰則……………三二

動産及び債権の讓渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律……………三二

三三

第一章 総則……………三三

第二章 動産讓渡登記及び債権讓渡登記等……………三四

第三章 補則……………三五

任意後見契約に関する法律……………三五

後見登記等に関する法律……………三五

会社法・商法編

会社法……………三五

第一編 総則……………三五

第一章 通則……………三五

第二章 会社の商号……………三六

第三章 会社の使用人等……………三六

第一節 会社の使用人……………三六

第二節 会社の代理商……………三六

第四章 事業の讓渡をした場合の競業の禁止等……………三六

第二編 株式会社……………三六

第一章 設立……………三六

第一節 総則……………三六

第二節 定款の作成……………三六

第三節 出資……………三七

第四節 設立時役員等の選任及び解任……………三七

第五節 設立時取締役等による調査……………三七

第六節 設立時代表取締役等の選定等……………三七

第七節 株式会社等の成立……………三七

第八節 発起人等の責任等……………三七

第九節 募集による設立……………三七

第一款 設立時発行株式を引

き受ける者の募集……………三六

創立總會等……………三七

設立に関する事項の報告……………三七

設立時取締役等の選任及び解任……………三七

設立時取締役等による調査……………三七

定款の変更……………三七

第二章 株式……………三七

第一節 総則……………三七

第二節 株主名簿……………三七

第三款 株式の讓渡等……………三七

第一款 株式の讓渡……………三七

第二款 株式の讓渡に係る承認手続……………三七

第三款 株式の質入れ……………三七

第四款 信託財産に属する株式についての對抗要件等……………三七

第四節 株式会社による自己の株式の取得……………三七

第一款 総則……………三七

第二款 株主との合意による取得……………三七

第一目 総則……………三七

第二目 特定の株主からの取得……………三七

第三目 市場取引等による株式の取得……………三七

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得……………三七

第一目 取得請求権付株式の取得……………三七

第二目 取得の請求……………三七

取得条項付株式の取得……………三七

取得……………三七

第四款	全部取得条項付種類株式の取得	八五
第五款	相続人等に対する光渡しの請求	八六
第六款	株式の消却	八六
第四節の二	特別支配株主の株式等売渡請求	八六
第五節	株式の併合等	八八
第一款	株式の併合	八八
第二款	株式の分割	八八
第三款	株式無償割当て	八八
第六節	単元株式数	八八
第一款	総則	八八
第二款	単元未満株主の買取請求	八九
第三款	単元未満株主の売渡請求	八九
第四款	単元株式数の変更等	八九
第七節	株主に対する通知の省略等	八九
第八節	募集株式の発行等	八九
第一款	募集事項の決定等	八九
第二款	募集株式の割当て	八九
第三款	金銭以外の財産の出資	九四
第四款	出資の履行等	九四
第五款	募集株式の発行等をやめることの請求	九五
第六款	募集に係る責任等	九五
第九節	株券	九六
第一款	総則	九六
第二款	株券の提出等	九七
第三款	株券喪失登録	九六
第十節	雑則	九六
第三章	新株予約権	九九
第一節	総則	九九
第二節	新株予約権の発行	九九
第一款	募集事項の決定等	九九

第二款	募集新株予約権の割当て	一〇二
第三款	募集新株予約権に係る払込み	一〇三
第四款	募集新株予約権の発行をやめることの請求	一〇三
第五款	雑則	一〇三
第三節	新株予約権原簿	一〇三
第四節	新株予約権の譲渡等	一〇三
第一款	新株予約権の譲渡	一〇四
第二款	新株予約権の譲渡の制限	一〇五
第三款	新株予約権の質入れ	一〇六
第四款	信託財産に属する新株予約権についての對抗要件等	一〇七
第五節	株式会社による自己の新株予約権の取得	一〇七
第一款	募集事項の定めに基づく新株予約権の取得	一〇七
第二款	新株予約権の消却	一〇八
第六節	新株予約権無償割当て	一〇八
第七節	新株予約権の行使	一〇八
第一款	総則	一〇八
第二款	金銭以外の財産の出資	一〇九
第三款	責任	一〇九
第四款	雑則	一〇九
第八節	新株予約権に係る証券	一〇九
第一款	新株予約権証券	一一〇
第二款	新株予約権付社債券	一一〇
第三款	新株予約権証券等の提出	一一一
第四章	機関	一一一
第一節	株主総会及び種類株主総会	一一一

第一款	株主総会	一一二
第二款	種類株主総会	一一二
第二節	株主総会以外の機関の設置	一一七
第三節	役員及び会計監査人の選任及び解任	一一八
第一款	選任	一一八
第二款	解任	一一九
第三款	選任及び解任の手續に關する特則	一二〇
第四節	取締役	一二三
第五節	取締役会	一二三
第一款	権限等	一二三
第二款	運営	一二四
第六節	会計参与	一二五
第七節	監査役	一二六
第八節	監査役会	一二六
第一款	権限等	一二八
第二款	運営	一二八
第九節	会計監査人	一二九
第一款	権限等	一二九
第二款	運営	一二九
第三款	監査等委員会設置会社の取締役会の権限等	一三一
第十節	指名委員会等及び執行役員	一三一
第一款	委員の選定、執行役の選任等	一三三
第二款	指名委員会等の権限等	一三三
第三款	指名委員会等の運営	一三四
第四款	指名委員会等設置会社の取締役の権限等	一三五
第五款	執行役の権限等	一三五
第六款	役員等の損害賠償責任	一三六

第五章 計算等	三三
第一節 会計の原則	三三
第二節 会計帳簿等	三三
第一款 会計帳簿	三三
第二款 計算書類等	三五
第三款 連結計算書類	四〇
第三節 資本金の額等	四〇
第一款 総則	四〇
第二款 資本金の額の減少等	四四
第一款 資本金の額の減少等	四四
第二款 資本金の額の増加	四四
第三款 剰余金についての その他の処分	四四
第四節 剰余金の配当	四四
第五節 剰余金の配当等を決定 する機関の特則	四四
第六節 剰余金の配当等に関す る責任	四四
第六章 定款の変更	四四
第七章 事業の譲渡等	四四
第八章 解散	四四
第九章 清算	四四
第一節 総則	四四
第一款 清算の開始	四四
第二款 清算株式会社の特則	四四
第一款 株主総会以外の機 関の設置	四四
第二款 清算人の就任及び の退任並びに監査役 の退任	四四
第三款 清算人の職務等	四四
第四款 清算人会	四四
第五款 取締役等に関する 規定の適用	四四
第六款 財産目録等	四四
第七款 債務の弁済等	四四

第五款 残余財産の分配	五五
第六款 清算事務の終了等	五五
第七款 帳簿資料の保存	五五
第八款 適用除外等	五五
第二節 特別清算	五五
第一款 特別清算の開始	五五
第二款 裁判所による監督及 び調査	五五
第三款 清算人	五五
第四款 監督委員	五五
第五款 調査委員	五五
第六款 清算株式会社の行為 の制限等	五五
第七款 清算の監督上必要な 処分等	五五
第八款 債権者集会	五五
第九款 協定	五五
第十款 特別清算の終了	五五
第三編 持分会社	六〇
第一章 設立	六〇
第二章 社員	六〇
第一節 社員の責任等	六〇
第二節 持分の譲渡等	六〇
第三節 誤認行為の責任	六〇
第三章 管理	六〇
第一節 総則	六〇
第二節 業務を執行する社員 の職務を代行する者	六〇
第三節 業務を執行する社員 の加入及び退社	六〇
第四章 社員の加入及び退社	六〇
第五章 計算等	六〇
第一節 会計の原則	六〇
第二節 会計帳簿	六〇
第三節 計算書類	六〇
第四節 資本金の額の減少	六〇

第五節 利益の配当	六五
第六節 出資の払戻し	六五
第七節 合同会社の計算等に関 する特則	六五
第一款 計算書類の閲覧に関 する特則	六五
第二款 資本金の額の減少に 関する特則	六五
第三款 利益の配当に関する 特則	六五
第四款 出資の払戻しに関す る特則	六五
第五款 退社に伴う持分の払 戻しに関する特則	六五
第六款 定款の変更	六五
第七款 解散	六五
第八款 清算	六五
第一節 清算の開始	六五
第二節 清算人	六五
第三節 財産目録等	六五
第四節 債務の弁済等	六五
第五節 残余財産の分配	六五
第六節 清算事務の終了等	六五
第七節 任意清算	六五
第八節 帳簿資料の保存	六五
第九節 社員の責任の消滅時効	六五
第十節 適用除外等	六五
第九款 適用除外等	六五
第十款 適用除外等	六五
第四編 社債	七一
第一章 総則	七一
第二章 社債管理者	七一
第三章 社債権者集会	七一
第二章 組織変更、合併、会社分 割、株式交換及び株式 移転	七一
第三章 組織変更	七一
第四款 組織変更	七一
第五款 組織変更	七一
第六款 組織変更	七一
第七款 組織変更	七一
第八款 組織変更	七一
第九款 組織変更	七一
第十款 組織変更	七一

第二章 株式会社の組織変更……………二七

第三節 持分会社の組織変更……………二七

第二章 合併……………二八

第一節 通則……………二八

第二節 吸収合併……………二八

第一款 株式会社が存続する
吸収合併……………二八

第二款 持分会社が存続する
吸収合併……………二八

第三節 新設合併……………二八

第一款 株式会社が設立する
新設合併……………二八

第二款 持分会社を設立する
新設合併……………二八

第三章 会社分割……………二八

第一節 吸収分割……………二八

第一款 通則……………二八

第二款 株式会社に権利義務
を承継させる吸収分
割……………二八

第三款 持分会社に権利義務
を承継させる吸収分
割……………二八

第二節 新設分割……………二八

第一款 通則……………二八

第二款 株式会社が設立する
新設分割……………二八

第三款 持分会社を設立する
新設分割……………二八

第四章 株式交換及び株式移転……………二八

第一節 株式交換……………二八

第一款 通則……………二八

第二款 株式会社に発行済株
式を取得させる株式
交換……………二八

第三款 合同会社に発行済株
式を取得させる株式
交換……………二八

第二章 株式移転……………二九

第五章 組織変更・合併、会社分割、
株式交換及び株式移転の
手続……………二九

第一節 組織変更の手続……………二九

第一款 株式会社の手続……………二九

第二款 持分会社の手続……………二九

第二節 吸収合併等の手続……………二九

第一款 吸収合併消滅会社、
吸収分割会社及び株
式交換完全子会社の
手続……………二九

第二款 株式会社の手続……………二九

第三款 持分会社の手続……………二九

第四款 吸収分割承継会社、
及び株式交換完全親会
社の手続……………二九

第五款 吸収分割承継会社、
及び株式交換完全親会
社の手続……………二九

第一目 株式会社の手続……………二九

第二目 持分会社の手続……………二九

第三目 新設合併等の手続……………二九

第四目 新設合併消滅会社、
新設分割会社及び株
式移転完全子会社の
手続……………二九

第五目 株式会社の手続……………二九

第六目 持分会社の手続……………二九

第七目 新設合併設立会社、
新設分割設立会社及
び株式移転設立完全
親会社の手続……………二九

第八目 株式会社の手続……………二九

第九目 持分会社の手続……………二九

第六編 外国会社……………三〇

第七章 雑則……………三〇

第一章 会社の解散命令等……………三〇

第一節 会社の解散命令……………三〇

第二節 外国会社の取引継続禁
止又は営業所閉鎖の命
令……………三〇

第二章 訴訟……………三〇

第一節 会社の組織に関する訴
え……………三〇

第一節の一 売渡株式等の取得
の無効の訴え……………三〇

第二節 株式会社における責任
追及等の訴え……………三〇

第三節 株式会社の役員解任
の訴え……………三〇

第四節 特別清算に関する訴え……………三〇

第五節 持分会社の社員の除名
の訴え等……………三〇

第六節 清算持分会社の財産処
分の取消しの訴え……………三〇

第七節 社債発行会社の弁済等
の取消しの訴え……………三〇

第三章 非訟……………三〇

第一節 総則……………三〇

第二節 新株発行の無効判決後
の払戻金増減の手続に
関する特則……………三〇

第三節 特別清算の手続に関す
る特則……………三〇

第一款 通則……………三〇

第二款 特別清算の開始の手
続に関する特則……………三〇

第三款 特別清算の実行の手
続に関する特則……………三〇

第四款 特別清算の終了の手
続に関する特則……………三〇

第五款 外国会社の清算の手続
に関する特則……………三〇

第六款 外国会社の清算の手続
に関する特則……………三〇

第七款 外国会社の清算の手続
に関する特則……………三〇

第四章 登記……………三九

 第一節 総則……………三九

 第二節 会社の登記……………三〇

 第一款 本店の所在地における登記……………三〇

 第二款 支店の所在地における登記……………三〇

 第三節 外国会社の登記……………三四

 第四節 登記の嘱託……………三五

 第五章 公告……………三七

 第一節 総則……………三七

 第二節 電子公告調査機関……………三七

 第八編 罰則……………三〇

商法(抄)……………三五

保険法……………三四

 第一章 総則……………三四

 第二章 損害保険……………三四

 第一節 成立……………三四

 第二節 効力……………三四

 第三節 保険給付……………三四

 第四節 終了……………三四

 第五節 傷害疾病損害保険の特則……………三四

 第六節 適用除外……………三四

 第三章 生命保険……………三四

 第一節 成立……………三四

 第二節 効力……………三四

 第三節 保険給付……………三四

 第四節 終了……………三四

 第四章 傷害疾病定額保険……………三四

 第一節 成立……………三四

 第二節 効力……………三七

 第三節 保険給付……………三四

 第四節 終了……………三四

 第五章 雑則……………三九

手形法……………三五

 第一編 為替手形……………三五

 第一章 為替手形ノ振出及方式……………三五

 第二章 裏書……………三五

 第三章 引受……………三五

 第四章 保証……………三五

 第五章 満期……………三五

 第六章 支払……………三五

 第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求……………三五

 第八章 参加……………三五

 第一節 通則……………三五

 第二節 参加引受……………三五

 第三節 参加支払……………三五

 第九章 複本及謄本……………三五

 第一節 複本……………三五

 第二節 謄本……………三五

 第十章 変造……………三五

 第十一章 時効……………三五

 第十二章 通則……………三五

 第二編 約束手形……………三五

 小切手法……………三五

 第一章 小切手ノ振出及方式……………三五

 第二章 譲渡……………三五

 第三章 保証……………三六

 第四章 呈示及支払……………三六

 第五章 線引小切手……………三六

 第六章 支払拒絶ニ因ル遡求……………三六

 第七章 複本……………三六

 第八章 変造……………三六

 第九章 時効……………三六

 第十章 支払保証……………三六

 第十一章 通則……………三六

拒絶証書令……………三五

小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件……………三六

民事訴訟法編

民事訴訟法(抄)……………三七

 非訟事件手続法(抄)……………三七

 民事執行法……………三七

 第一章 総則……………三七

 第二章 強制執行……………三七

 第一節 総則……………三七

 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行……………三七

 第一款 不動産に対する強制執行……………三六

 第一目 通則……………三六

 第二目 強制競売……………三六

 第三目 強制管理……………三九

 第二款 船舶に対する強制執行……………三九

 第三款 動産に対する強制執行……………三九

 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行……………三九

 第五款 債権執行等……………三九

 第六款 少額訴訟債権執行……………三九

 第七款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例……………四〇

 第三款 金銭の支払を目的としない請求権についての……………四〇

第三章	強制執行	四〇〇
第三章	担保権の実行としての競売等	四〇二
第四章	財産開示手続	四〇四
第五章	罰則	四〇五
民事保全法		
第一章	総則	四〇七
第二章	保全命令に関する手続	四〇七
第一節	総則	四〇七
第二節	保全命令	四〇七
第一款	通則	四〇七
第二款	仮差押命令	四〇八
第三款	仮処分命令	四〇八
第三節	保全異議	四〇九
第四節	保全取消し	四〇九
第五節	保全抗告	四〇九
第三章	保全執行に関する手続	四一〇
第一節	総則	四一〇
第二節	仮差押えの執行	四一一
第三節	仮処分の執行	四一二
第四節	仮処分の効力	四一二
第五節	罰則	四一三
破産法		
第一章	総則	四一四
第二章	破産手続の開始	四一四
第一節	破産手続開始の申立て	四一六
第二節	破産手続開始の決定	四一八
第三節	破産手続開始の効果	四一九
第一款	通則	四一九
第二款	破産手続開始の効果	四二〇
第三款	取戻権	四二〇
第四款	別除権	四二〇
第五款	相殺権	四二〇
第三章	破産手続の機関	四二四
第一節	破産管財人の選任及び	四二四

第二節	破産管財人の権限等	四二四
第二節	保全管理人	四二五
第四章	破産債権	四二六
第一節	破産債権者の権利	四二六
第二節	破産債権の届出	四二六
第三節	破産債権の調査及び確定	四二六
第一款	通則	四二六
第二款	書面による破産債権の調査	四二六
第三款	期日における破産債権の調査	四二六
第四款	破産債権の確定	四二六
第五款	租税等の請求権等についての特例	四二六
第四節	債権者集会及び債権者委員会	四二六
第一款	債権者集会	四二六
第二款	債権者委員会	四二六
第五章	財団債権	四二六
第六章	破産財団の管理	四二六
第一節	破産者の財産状況の調査	四二六
第二款	否認権	四二六
第三款	法人の役員等の責任の追及等	四二六
第七章	破産財団の換価	四二六
第一節	通則	四二六
第二節	担保権の消滅	四二六
第三節	商事留置権の消滅	四二六
第八章	配当	四二六
第一節	通則	四二六
第二節	最後配当	四二六
第三節	簡易配当	四二六
第四節	同意配当	四二六
第五節	中間配当	四二六
第六節	追加配当	四二六

第九章	破産手続の終了	四二五
第十章	相続財産の破産等に関する特則	四二五
第一節	相続財産の破産	四二六
第二節	相続人の破産	四二七
第三節	受遺者の破産	四二八
第十章の二	信託財産の破産に関する特則	四二八
第十一章	外国倒産処理手続がある場合の特則	四二九
第十二章	免責手続及び復権	四二九
第一節	免責手続	四二九
第二節	復権	四三〇
第十三章	雑則	四三〇
第十四章	罰則	四三〇
民事再生法		
第一章	総則	四三二
第二章	再生手続の開始	四三二
第一節	再生手続開始の申立て	四三二
第二節	再生手続開始の決定	四三二
第三章	再生手続の機関	四三二
第一節	監督委員	四三二
第二節	調査委員	四三二
第三節	管財人	四三二
第四節	保全管理人	四三二
第四章	再生債権	四三二
第一節	再生債権者の権利	四三二
第二節	再生債権の届出	四三二
第三節	再生債権の調査及び確定	四三二
第四節	債権者集会及び債権者委員会	四三二
第五章	共益債権、一般優先債権及び開始後債権	四三二
第六章	再生債務者の財産の調査及び確保	四三二
第一節	再生債務者の財産状況	四三二

第二節	の調査	四七五
第三節	否認権	四七六
第三節	法人の役員の責任の追及	四七九
第四節	担保権の消滅	四八〇
第七章	再生計画	四八一
第一節	再生計画の条項	四八一
第二節	再生計画案の提出	四八二
第三節	再生計画案の決議	四八三
第四節	再生計画の認可等	四八五
第八章	再生計画認可後の手続	四八七
第九章	再生手続の廃止	四八八
第十章	住宅資金貸付債権に関する特則	四八八
第十一章	外国倒産処理手続がある場合の特則	四八九
第十二章	簡易再生及び同意再生に関する特則	四九二
第一節	簡易再生	四九二
第二節	同意再生	四九三
第十三章	小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則	四九三
第一節	小規模個人再生	四九三
第二節	給与所得者等再生	四九八
第十四章	再生手続と破産手続との間の移行	四九九
第一節	破産手続から再生手続への移行	四九九
第二節	再生手続から破産手続への移行	五〇〇
第十五章	罰則	五〇三
会社更生法(抄)		五〇五

諸法編

◎金融・証券・保険

日本銀行法(抄)

銀行法

第一章	総則	五四〇
第二章	業務	五四一
第二章の二	子会社等	五四一
第三章	経理	五四二
第四章	監督	五四二
第五章	合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け	五四七
第六章	廃業及び解散	五四八
第七章	外国銀行支店	五四八
第七章の二	外国銀行代理業務に関する特則	五四九
第七章の三	株主	五五〇
第一節	通則	五五三
第二節	銀行主要株主に係る特例	五五三
第一節	通則	五五四
第二款	監督	五五五
第三款	雑則	五五五
第三節	銀行持株会社に係る特例	五五五
第一款	通則	五五五
第二款	業務及び子会社等	五五五
第三款	経理	五五六
第四款	監督	五六一
第五款	雑則	五六一
第七章の四	銀行代理業	五六一
第一節	通則	五六一
第二節	業務	五六一
第三節	経理	五六一

第四節	監督	五五九
第五節	所屬銀行等	五五九
第六節	雑則	五五九
第七章の五	指定紛争解決機関	五五九
第一節	通則	五五九
第二節	業務	五五九
第三節	監督	五五九
第八章	雑則	五五九
第九章	罰則	五五九
第十章	没収に関する手続等の特例	五五九
銀行法施行規則(抄)		五五八

信用金庫法

第一章	総則	五五三
第二章	役員	五五三
第三章	設立及び事業免許の申請	五五三
第四章	管理	五五三
第一節	通則	五五三
第二節	役員	五五三
第三節	理事会	五五三
第四節	計算書類等の監査等	五五三
第五節	役員等の責任	五五三
第六節	支配人	五五三
第七節	総会等	五五三
第八節	総代会	五五三
第九節	出資一口の金額の減少	五五三
第五章	事業	五五三
第五章の二	外国銀行代理業務に関する特則	五五三
第五章の三	全国連合会債の発行	五五三
第五章の四	子会社等	五五三
第六章	経理	五五三
第七章	事業の譲渡又は譲受け及び合併	五五三
第八章	解散及び清算	五五三
第九章	登記	五五三

第九章の二	信用金庫代理業	六二
第九章の三	指定紛争解決機関	六二
第十章	雑則	六三
第十一章	罰則	六六
第十二章	没収に関する手続等の特例	六〇
中小企業等協同組合法(抄)		六三
協同組合による金融事業に関する法律(抄)		六三
農業協同組合法(抄)		六四
労働金庫法(抄)		六四
信託業法(抄)		六五
金融商品取引法(抄)		六三
投資信託及び投資法人に関する法律(抄)		七一
保険業法(抄)		七六
保険業法施行規則(抄)		七九
信用保証協会法		八〇
第一章	通則	八〇
第二章	信用保証協会	八〇
第一節	通則	八〇
第二節	設立	八〇
第三節	管理	八〇
第四節	業務	八〇
第五節	解散及び清算	八〇
第六節	監督	八〇
第三章	保証業務支援機関	八三
第四章	雑則	八五

第五章	罰則	八五
農林中央金庫法(抄)		八〇
株式会社商工組合中央金庫法(抄)		八二
預金保険法(抄)		八六
貸付信託法		八〇
担保付社債信託法		八三
第一章	総則	八三
第二章	信託証書	八四
第三章	担保付社債を引き受ける者の募集	八五
第四章	担保付社債券	八五
第五章	社債原簿	八五
第六章	社債権者集会	八六
第七章	信託契約の効力等	八六
第八章	信託事務の承継及び終了	八七
第九章	雑則	八六
第十章	罰則	八九
外国為替及び外国貿易法		八三
第一章	総則	八三
第二章	我が国の平和及び安全の維持のための措置	八三
第三章	支払等	八三
第四章	資本取引等	八三
第五章	対内直接投資等	八三
第六章	対外貿易	八三
第七章	報告等	八三
第八章	輸出者等遵守基準	八三
第九章	行政手続法との関係	八四
第十章	審査請求	八四
第十一章	雑則	八四
第十二章	罰則	八四
債権管理回収業に関する特別措		八四

置法		八四
第一章	総則	八四
第二章	許可等	八四
第三章	業務	八四
第四章	監督	八四
第五章	雑則	八四
第六章	罰則	八四
犯罪による収益の移転防止に関する法律		八五
第一章	総則	八五
第二章	特定事業者による措置	八五
第三章	疑わしい取引に関する情報提供等	八五
第四章	監督	八五
第五章	雑則	八五
第六章	罰則	八五
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(抄)		八五
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則		八三
偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律		八七
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律		八二
第一章	総則	八二
第二章	預金口座等に係る取引の停止等の措置	八二
第三章	預金等に係る債権の消滅手続	八二

第四章 被害回復分配金の支払手続……………八八三

第一節 通則……………八八三

第二節 手続の開始等……………八八三

第三節 支払の申請及び決定等……………八八四

第四節 支払の実施等……………八八五

第五節 手続の終了等……………八八五

第五章 預金保険機構の業務の特例等……………八八六

第六章 雑則……………八八七

第七章 罰則……………八八八

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則……………八八九

第一章 総則……………八八九

第二章 預金等に係る債権の消滅手続……………八八九

第三章 被害回復分配金の支払手続……………八九〇

第一節 通則……………八九〇

第二節 手続の開始等……………八九〇

第三節 支払の申請及び決定等……………八九一

第四節 支払の実施等……………八九三

第五節 手続の終了等……………八九三

第四章 雑則……………八九四

特定融資枠契約に関する法律……………八九五

貸金業法(抄)……………八九六

臨時金利調整法……………八九三

利息制限法……………九三三

第一章 利息等の制限……………九三三

第二章 営業的金銭消費貸借の特則……………九四四

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律……………九五五

預金等に係る不当契約の取締に関する法律……………九八

◎市場経済

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)……………九二〇

不正な取引方法……………九二〇

不当景品類及び不当表示防止法……………九三二

第一章 総則……………九三二

第二章 景品類及び表示に関する規制……………九三三

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止……………九三三

第二節 措置命令……………九三三

第三節 課徴金……………九三三

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置……………九三三

第五節 報告の徴収及び立入検査等……………九三三

第三章 適格消費者団体の差止請求権等……………九三三

第四章 協定又は規約……………九三三

第五章 雑則……………九三三

第六章 罰則……………九三三

不正競争防止法……………九三三

第一章 総則……………九三三

第二章 差止請求、損害賠償等……………九三三

第三章 国際約束に基づく禁止行為……………九三三

第四章 雑則……………九四三

第五章 罰則……………九四三

第六章 刑事訴訟手続の特例……………九四三

第七章 没収に関する手続等の特例……………九四三

第八章 保全手続……………九四三

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等……………九四三

◎消費者保護

金融商品の販売等に関する法律……………九四八

金融商品の販売等に関する法律施行令……………九五二

消費者契約法(抄)……………九五三

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律……………九五六

◎その他

個人情報保護に関する法律(抄)……………九五七

個人情報保護に関する法律施行令(抄)……………九五七

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄)……………九六六

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律……………九七五

第一章 総則……………九七五

第二章 差止請求、損害賠償等……………九七五

第三章 国際約束に基づく禁止行為……………九七五

第二章 遺留分に関する民法の特例……………九七六

第三章 支援措置……………九七七

第四章 雑則……………九七六

国税徴収法(抄)……………九七六

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律……………九六六

第一章 総則……………九六六

第二章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等……………九六六

第一節 動産に対する強制執行等……………九六六

第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等……………九六七

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等……………九六八

第三章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分……………九六九

第一節 動産に対する滞納処分……………九六九

第二節 不動産又は船舶等に対する滞納処分……………九七〇

第三節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分……………九七〇

第四章 雑則……………九七二

刑法(抄)……………九七二

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(抄)……………九七四

著作権法(抄)……………九七四

特許法(抄)……………一〇〇四

弁護士法(抄)……………一〇〇〇

判例編

第一 銀行取引一般……………一〇三三

一 銀行の責任……………一〇三三

(1) 支店長(表見支配人)の地位と責任……………一〇三三

(2) 支店次長・支店長代理らの地位と責任……………一〇三三

(3) 使用者責任……………一〇三三

(4) 信用照会……………一〇三三

(5) 説明義務……………一〇三三

(6) 文書提出命令……………一〇三三

(7) 銀行取締役の忠実義務……………一〇三三

(8) 監査役・監事の忠実義務……………一〇三三

二 取引の相手方……………一〇三七

1 制限行為能力者・障害者との取引……………一〇三七

2 代理人との取引……………一〇三七

(1) 親子間の利益相反行為……………一〇三七

(2) 代理権の授与……………一〇三七

(3) 双方代理……………一〇三八

(4) 表見代理……………一〇三八

(5) 無権代理行為の追認……………一〇三八

(6) 無権代理人の責任……………一〇三八

(7) 代理人の権限濫用……………一〇三八

(8) 代理人の取引……………一〇三八

3 会社との取引……………一〇三三

(1) 会社目的の範囲……………一〇三三

(2) 表見代表取締役の行為と会社の責任……………一〇三三

(3) 取締役と会社間の取引……………一〇三三

(4) 代表取締役の権限濫用……………一〇三三

(5) 法人格の否認……………一〇三三

(6) 代表取締役・取締役の責任……………一〇三三

4 地方公共団体との取引……………一〇三三

5 公益法人との取引……………一〇三三

6 権利能力なき社団・財団との取引……………一〇三三

7 共同企業体との取引……………一〇三三

8 名板貸の責任……………一〇三三

9 無権利者との取引(権利外観の法理)……………一〇三三

三 金融商品取引……………一〇三六

第二預金……………一〇三八

一 預金契約……………一〇三八

(1) 預金契約の性質……………一〇三八

(2) 預金契約の成立……………一〇三八

(3) 振込による預金……………一〇三八

(4) 預金者の認定……………一〇三八

(5) 盗取・詐取した金銭による預金……………一〇三八

(6) 預金契約の仮装……………一〇三八

(7) 員外預金……………一〇三八

(8) 預金の書替え……………一〇三八

二 預金取引約款……………一〇三三

(1) 預金の支払……………一〇三三

(2) 債権の準占有者に対する弁済……………一〇三三

(3) 口座引落し……………一〇三三

(4) 預金の弁済供託……………一〇三三

(5) その他……………一〇三三

四 預金の差押・転付……………一〇三三

(1) 預金の差押……………一〇三三

(2) 預金に対する転付命令の効力……………一〇三三

(3) 預金に対する仮差押……………一〇三三

(4) 預金との相殺……………一〇三三

(5) 差押預金との相殺……………一〇三三

(6) 預金者からの相殺……………一〇三三

五……………一〇三三

六	預金の相続……………	〇五	二	③ 強迫による手形行為……………	〇四	六	④ 共同受取人の裏書……………	〇四
	① 共同相続……………	〇五	① 手形の振出……………	〇四		① 手形保証・引受……………	〇四	
	② 遺言執行者……………	〇五	② 手形・小切手の記載事項……………	〇四		② 保証の方式……………	〇四	
	③ 相続預金の払戻拒絶と不法行為責任……………	〇五	③ 手形金額……………	〇四		③ 手形保証と主債務との関係……………	〇四	
七	預金と時効……………	〇六	④ 満期……………	〇四		④ 手形外の保証契約……………	〇四	
	① 預金の時効期間……………	〇六	⑤ 支払地……………	〇四		④ 手形の引受……………	〇四	
	② 預金の時効中断……………	〇六	⑥ 振出地……………	〇四		④ 手形・小切手の支払……………	〇四	
	③ 時効の援用……………	〇六	⑦ 当事者の兼任……………	〇四		⑤ 支払場所……………	〇四	
八	預金取引の解約……………	〇六	⑧ 指図禁止文句……………	〇四		⑤ 支払銀行の調査義務と偽造手形・小切手支払による責任……………	〇四	
	① 手形・小切手用紙回収の責任……………	〇六	⑨ 取立禁止文句……………	〇四		⑥ 責任……………	〇四	
	② 定期預金中途解約……………	〇六	⑩ 共同振出……………	〇四		⑥ 支払呈示……………	〇五	
	③ 暴力団排除条項に基づく預金契約解約……………	〇六	⑪ 白地手形・小切手……………	〇四		⑥ 支払呈示の免除……………	〇五	
九	その他……………	〇七	⑫ 白地手形の意義と効力……………	〇四		⑥ 手形債権による相殺……………	〇五	
	① 導入預金……………	〇七	⑬ 白地補充権・補充義務……………	〇四		⑥ 手形支払拒絶……………	〇五	
	② 歩積・両建預金……………	〇七	⑭ 白地手形の譲渡……………	〇四		⑥ 償還請求金額……………	〇五	
	③ 税務調査……………	〇七	⑮ 白地手形の行使と時効中断……………	〇四		⑦ 拒絶証書作成免除……………	〇五	
	④ 開示義務……………	〇七	⑯ 悪意の抗弁……………	〇四		⑦ 小切手の特殊問題……………	〇五	
	⑤ 預貯金者保護法……………	〇七	⑰ 融通手形の抗弁……………	〇四		⑦ 練引小切手……………	〇五	
	⑥ 預貯金者保護法……………	〇七	⑱ 見せ手形の抗弁……………	〇四		⑦ 自己宛小切手……………	〇五	
	⑦ 預貯金者保護法……………	〇七	⑲ 裏書の裏書……………	〇四		⑦ 支払拒絶宣言……………	〇五	
	⑧ 預貯金者保護法……………	〇七	⑳ 裏書の資格授与的効力……………	〇四		⑧ 手形・小切手と銀行取引……………	〇五	
	⑨ 預貯金者保護法……………	〇七	㉑ 裏書の連続……………	〇四		⑧ 手形貸付……………	〇五	
	⑩ 預貯金者保護法……………	〇七	㉒ 裏書の不連続と権利行使……………	〇四		⑧ 手形割引……………	〇五	
	⑪ 預貯金者保護法……………	〇七	㉓ 裏書の抹消……………	〇四		⑧ 割引手形の買戻し……………	〇五	
	⑫ 預貯金者保護法……………	〇七	㉔ 手形の善意取得……………	〇四		⑧ 手形の書替え……………	〇五	
	⑬ 預貯金者保護法……………	〇七	㉕ 裏書の原因関係の無効……………	〇四		⑧ 手形の取立……………	〇五	
	⑭ 預貯金者保護法……………	〇七	㉖ 消滅と手形金請求……………	〇四		⑧ 手形・小切手の偽造・変造……………	〇五	
	⑮ 預貯金者保護法……………	〇七	㉗ 白地式裏書……………	〇四		⑧ 盗難・滅失……………	〇五	
	⑯ 預貯金者保護法……………	〇七	㉘ 取立委任裏書……………	〇四		⑧ 手形・小切手の偽造……………	〇五	
	⑰ 預貯金者保護法……………	〇七	㉙ 隠れた取立委任裏書……………	〇四		⑧ 手形の変造……………	〇五	
	⑱ 預貯金者保護法……………	〇七	㉚ 期限後裏書……………	〇四		⑧ 取立委任文句の抹消……………	〇五	
	⑳ 預貯金者保護法……………	〇七	㉛ 戻裏書……………	〇四		⑧ 手形の盗難・紛失・滅失……………	〇五	
	㉑ 預貯金者保護法……………	〇七	㉜ 指名債権譲渡の方法による手形の譲渡……………	〇四		⑧ 除権判決(現・除権決定)の効力……………	〇五	
	㉒ 預貯金者保護法……………	〇七				⑧ 手形・小切手の時効……………	〇五	
	㉓ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉔ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉕ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉖ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉗ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉘ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉙ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉚ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉛ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉜ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉝ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉞ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㉟ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊱ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊲ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊳ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊴ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊵ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊶ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊷ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊸ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊹ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊺ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊻ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊼ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊽ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊾ 預貯金者保護法……………	〇七						
	㊿ 預貯金者保護法……………	〇七						
	一	手形・小切手行為……………	〇八	一〇	手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	① 手形行為の解釈……………	〇八	① 手形・小切手……………	〇五	① 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	② 手形行為の独立の原則……………	〇八	② 手形・小切手の署名……………	〇八	② 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	③ 手形・小切手の署名……………	〇八	③ 手形行為の代理……………	〇八	③ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	④ 手形行為の代理……………	〇八	④ 表見代理……………	〇八	④ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑤ 表見代理……………	〇八	⑤ 表見代表……………	〇八	⑤ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑥ 無権代理の追認……………	〇八	⑥ 無権代理……………	〇八	⑥ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑦ 代理人の権限濫用……………	〇八	⑦ 表見代表……………	〇八	⑦ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑧ 双方代理……………	〇八	⑧ 無権代理の追認……………	〇八	⑧ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑨ 無権代理人の責任……………	〇八	⑨ 代理人の権限濫用……………	〇八	⑨ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑩ 手形行為と自己取引……………	〇八	⑩ 双方代理……………	〇八	⑩ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑪ 手形行為の瑕疵……………	〇八	⑪ 無権代理人の責任……………	〇八	⑪ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑫ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑫ 手形行為と自己取引……………	〇八	⑫ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑬ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑬ 手形行為の瑕疵……………	〇八	⑬ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑭ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑭ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑭ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑮ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑮ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑮ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑯ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑯ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑯ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑰ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑰ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑰ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑱ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑱ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑱ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑲ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑲ 詐欺による手形行為……………	〇八	⑲ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	⑳ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑳ 錯誤による手形行為……………	〇八	⑳ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉑ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉑ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉑ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉒ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉒ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉒ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉓ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉓ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉓ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉔ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉔ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉔ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉕ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉕ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉕ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉖ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉖ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉖ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉗ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉗ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉗ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉘ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉘ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉘ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉙ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉙ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉙ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉚ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉚ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉚ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉛ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉛ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉛ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉜ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉜ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉜ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉝ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉝ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉝ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉞ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉞ 錯誤による手形行為……………	〇八	㉞ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㉟ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉟ 詐欺による手形行為……………	〇八	㉟ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊱ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊱ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊱ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊲ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊲ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊲ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊳ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊳ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊳ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊴ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊴ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊴ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊵ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊵ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊵ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊶ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊶ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊶ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊷ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊷ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊷ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊸ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊸ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊸ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊹ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊹ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊹ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊺ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊺ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊺ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊻ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊻ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊻ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊼ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊼ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊼ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊽ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊽ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊽ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊾ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊾ 詐欺による手形行為……………	〇八	㊾ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五
	㊿ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊿ 錯誤による手形行為……………	〇八	㊿ 手形・小切手……………	〇五	⑧ 手形・小切手……………	〇五

(1)	時効期間	〇五四
(2)	時効の中断	〇五四
一三	利得償還請求権	〇五四
一四	手形債権と原因関係	〇五五
一五	手形・小切手と担保	〇五五
一六	手形交換	〇五五
(1)	手形交換の性質・効力	〇五五
(2)	依頼返還	〇五五
(3)	入金証明	〇五五
(4)	誤った不渡処分と銀行の責任	〇五五
(5)	手形不渡異議申立	〇五五
第四	為替	〇五五
一	送金	〇五五
(1)	電信送金	〇五五
(2)	送金小切手の支払	〇五五
二	振込	〇五五
三	組戻し	〇五五
四	外国為替	〇五五
第五	付随業務	〇五五
一	株式払込	〇五五
二	保管業務	〇五五
第六	貸付	〇五六
(1)	融資契約	〇五六
(2)	金銭消費貸借の要物性	〇五六
(3)	返済期日	〇五六
(4)	組合貸付・員外貸付	〇五六
(5)	金銭消費貸借の利息・損害金	〇五六
(6)	増担保	〇五六
(7)	証書貸付	〇六四
(8)	保険契約者貸付	〇六四
(9)	代理貸付	〇六四
(10)	名義貸し	〇六五
(11)	貸金業法	〇六五

一	留置権	〇六七
(1)	民事留置権	〇六七
(2)	商事留置権	〇六七
(3)	留置権の実行	〇六七
二	質権	〇六八
三	先取特権	〇六八
四	抵当権	〇六八
(1)	抵当権の効力の及ぶ範囲	〇六八
(2)	工場抵当	〇六八
(3)	抵当建物の増改築・移築	〇六八
(4)	合体・合棟等	〇六八
(5)	抵当債権の範囲	〇六八
(6)	抵当権の順位の譲渡・放棄	〇六八
五	転抵当	〇六七
(1)	根抵当権	〇六七
(2)	設定契約	〇六七
(3)	被担保債権	〇六七
(4)	担保保存義務	〇六七
(5)	譲渡担保	〇六七
(6)	譲渡担保契約	〇六七
(7)	目的物件の所有権移転	〇六七
(8)	譲渡担保権の実行	〇六七
(9)	譲渡担保権の譲渡	〇六七
(10)	物上代位	〇六七
(11)	その他	〇六七
六	仮登記担保	〇七四
七	目的別各種担保	〇七四
八	動産・商品(集合物)担保	〇七四
九	集合債権担保	〇七五
一〇	農地担保	〇七五
一一	商業手形担保	〇七五

一	相続	〇八二
(1)	相続人	〇八二
(2)	相続の対象	〇八二
(3)	共同相続	〇八三
(4)	相続分	〇八四
(5)	遺産の分割	〇八四
(6)	相続の承認と放棄	〇八五
(7)	遺言	〇八五
(8)	遺留分	〇八五
(9)	死因贈与	〇八五
(10)	相続人の不存在	〇八五
(11)	時効	〇九二
二	時効期間	〇九二
(1)	時効の中断	〇九四
(2)	時効利益の放棄(時効完	〇九七
(3)	成後の債務の承認)	〇九七
(4)	時効の援用	〇九七
(5)	時効停止	〇九八
(6)	権利失効の原則	〇九八
第九	債権管理	〇八一
(1)	共同保証	〇七九
(2)	連帯保証	〇七九
(3)	根保証	〇七八
(4)	保証人の求償権	〇七八
(5)	保証債務の付従性	〇七八
(6)	保証契約	〇七八
(7)	保証人の求償権	〇七八
(8)	保証人の求償権	〇七八
(9)	保証人の求償権	〇七八
(10)	保証人の求償権	〇七八
(11)	保証人の求償権	〇七八
一〇	その他の担保手段	〇七六
(1)	代理受領	〇七六
(2)	振込指定	〇七六
第八	保証	〇七八
(1)	保証契約	〇七八
(2)	保証債務の付従性	〇七八
(3)	保証人の求償権	〇七八
(4)	根保証	〇七八
(5)	連帯保証	〇七八
(6)	共同保証	〇七八
(7)	信用保証協会の保証	〇七八
(8)	信用組合の保証	〇七八
(9)	支払保証委託	〇七八
(10)	損失補償契約	〇七八

三	債権者代位権・債権者取消権……………	〇九
(1)	債権者代位権……………	〇九
(2)	債権者取消権の一般的要件……………	〇九
(3)	債権者取消権の行使と効力……………	〇〇
(4)	本旨弁済・代物弁済・贈与……………	〇〇
(5)	担保権設定……………	〇〇
(6)	不動産・動産の譲渡……………	〇〇
(7)	金銭給付……………	〇〇
(8)	債権譲渡……………	〇〇
四	指名債権の譲渡……………	〇〇
(1)	将来債権の譲渡……………	〇〇
(2)	對抗要件……………	〇〇
(3)	異議をとめない債務者の承諾……………	〇〇
(4)	譲渡禁止特約……………	〇〇
(5)	債権譲渡登記……………	〇〇
五	信託……………	〇〇
六	営業の譲渡……………	〇〇
七	委任者の死亡……………	〇〇
八	債務引受……………	〇〇
九	企業再編……………	〇〇
	第一〇 債権回収 ……………	〇〇
一	弁済による回収……………	〇〇
(1)	弁済の方法……………	〇〇
(2)	弁済充当……………	〇〇
(3)	第三者の弁済……………	〇〇
(4)	弁済による代位……………	〇〇
(5)	代物弁済……………	〇〇
(6)	一部弁済……………	〇〇
(7)	弁済供託……………	〇〇
(8)	その他……………	〇〇
(9)	相殺による回収……………	〇〇
(10)	自働債権の要件……………	〇〇
(11)	相殺適状……………	〇〇

(1)	相殺通知……………	二〇
(2)	債権の準占有者に対する相殺……………	二〇
(3)	受働債権の譲渡・差押・転付と相殺……………	二〇
(4)	相殺と信義則……………	二〇
(5)	相殺禁止……………	二〇
(6)	相殺禁止……………	二〇
(7)	相殺禁止……………	二〇
(8)	相殺禁止……………	二〇
(9)	相殺禁止……………	二〇
三	抵当権実行による回収……………	二〇
(1)	競売申立手続……………	二〇
(2)	執行異議・抗告……………	二〇
(3)	売却手続……………	二〇
(4)	抵当権の実行による不動産所有権移転……………	二〇
(5)	共同抵当と代位……………	二〇
(6)	根抵当権の実行……………	二〇
(7)	抵当物件に設定された賃借権の効力……………	二〇
(8)	抵当物件に対する留置権の効力……………	二〇
(9)	抵当物件に対する通行地役権……………	二〇
(10)	抵当物件の第三取得者……………	二〇
(11)	保全処分……………	二〇
(12)	引渡命令……………	二〇
(13)	配当……………	二〇
(14)	競売物件の瑕疵……………	二〇
(15)	競売人札妨害……………	二〇
(16)	担保不動産収益執行……………	二〇
四	物上代位……………	二〇
(1)	賃料債権に対する物上代位……………	二〇
(2)	その他……………	二〇
(3)	法定地上権・一括競売……………	二〇
(4)	抵当更地上に築造された建物……………	二〇
(5)	抵当地上建物の建替え……………	二〇

七六	土地・建物の共有……………	二〇
(1)	仮登記・仮差押された土地……………	二〇
(2)	土地・建物の所有者……………	二〇
(3)	土地・建物の共同抵当……………	二〇
(4)	土地・建物の明渡請求……………	二〇
(5)	強制執行・保全処分……………	二〇
(6)	訴えの提起……………	二〇
(7)	公正証書による執行……………	二〇
(8)	第三者異議……………	二〇
(9)	不動産の差押……………	二〇
(10)	債権差押……………	二〇
(11)	生命保険金の差押……………	二〇
(12)	出資持分の差押……………	二〇
(13)	転付命令……………	二〇
(14)	譲渡命令……………	二〇
(15)	配当……………	二〇
一	財産開示手続……………	二〇
(1)	仮処分……………	二〇
(2)	仮処分……………	二〇
(3)	強制競売の担保責任……………	二〇
(4)	違法・不当執行と銀行の責任……………	二〇
	第一 倒産 ……………	二〇
一	破産……………	二〇
(1)	破産手続……………	二〇
(2)	否認権……………	二〇
(3)	別除権……………	二〇
(4)	別除権……………	二〇
(5)	破産者の免責……………	二〇
二	会社更生……………	二〇
(1)	民事再生……………	二〇
(2)	民事再生手続……………	二〇
(3)	共益債権……………	二〇
(4)	否認権……………	二〇
(5)	別除権……………	二〇
(6)	相殺禁止……………	二〇

(6) 中止命令……………三三四
 (7) 担保権消滅許可……………三三四
 (8) 小規模個人再生手続……………三三五

銀行取引約定書関係

銀行取引約定書ひな型……………一三八
 暴力団排除条項参考例……………一三八
 (銀行取引約定書に盛り込む場合)……………一四三
 信用金庫取引約定書(参考例)……………一四五
 信用組合取引約定書……………一四九
 農協取引約定書……………一五七

当座勘定・手形交換関係

当座勘定規定ひな型……………一六三
 暴力団排除条項参考例……………一六三
 (当座勘定規定に盛り込む場合)……………一六九
 約束手形用法ひな型……………一七〇
 為替手形用法ひな型……………一七九
 小切手用法(一般当座用)ひな型……………一八二
 東京手形交換所規則、同施行細則……………二二七

預金関係

総合口座取引規定ひな型……………三三三
 普通預金規定ひな型……………三三三
 暴力団排除条項参考例……………三三三
 (普通預金規定に盛り込む場合)……………三三九
 普通預金規定(個人用)(参考例)……………三三九
 貯蓄預金規定ひな型……………三三七
 期日指定定期預金規定ひな型(通帳式)……………三三七
 通知預金規定ひな型(通帳式)……………三三七
 定期積金規定ひな型……………三三七
 カード規定試案……………三三九

融資関係

消費者ローン契約書(非提携月利方式)(参考例)……………三三六
 当座勘定貸越約定書……………三三六
 支払承諾約定書……………三三六
 定期預金担保差入証……………三三六
 商業手形担保約定書……………三三六
 有価証券担保差入証……………三三六
 金銭消費貸借契約証書……………三三六
 根抵当権設定契約証書……………三三六
 (単独担保・累積式)……………三三六
 信用保証協会保証契約約定書例……………三三六

為替関係

代金取立規定ひな型……………三三五
 振込規定ひな型……………三三五

貸金庫

貸金庫規定ひな型……………三三五
 暴力団排除条項参考例……………三三五
 (貸金庫規定に盛り込む場合)……………三三七

その他

銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約……………三七四
 銀行業における表示に関する公正競争規約……………三七四
 印紙税……………三七四
 登録免許税……………三七四

第一編 総則

第一章 通則

(基本原則)

- 第一条 ① 私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ。
 ② 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 ③ 権利の濫用は、これを許さない。

(解釈の基準)

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第二章 人

第一節 権利能力

- 第三条 ① 私権の享有は、出生に始まる。
 ② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節 行為能力

(成年)

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

- 第五条 ① 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
 ② 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第六条 ① 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関して、成年者と同様の行為能力を有する。

② 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(後見開始の審判)

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができ、

(成年被後見人及び成年後見人)

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

(成年被後見人の法律行為)

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

(後見開始の審判の取消し)

第一〇条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人)をいう。以下同じ。後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人)をいう。以下同じ。又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消すなければならない。

(保佐開始の審判)

第一一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 ① 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
 一 元本を領取し、又は利用すること。
 二 借財又は保証をすること。
 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える貸借借をする事。
 ② 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

③ 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)
 第十四条 ① 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第十五条 ① 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

② 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意を得なければならない。

③ 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)
 第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 ① 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

② 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人

の同意を得なければならない。

③ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

④ 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 ① 第十五条第二項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③ 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第十九条 ① 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告)

第二〇条 ① 制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第七十七条第一項の審判を受けた被補助人)をいう。以下同じ。の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ)となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかど

うかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

② 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に對し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

③ 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

④ 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第七十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第二一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができる。

第三節 住所

(住所)

第二二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

(居所)

第二三条 ① 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

② 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(仮住所)

第二四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その

行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

(不在者の財産の管理)

第二五条 ① 従来の住所又は居所を去つた者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

② 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならぬ。

(管理人の改任)

第二六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

(管理人の職務)

第二七条 ① 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならぬ。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

② 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

③ 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対して、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の権限)

第二八条 管理人は、第三三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合に

において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二九条 ① 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

② 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

(失踪の宣告)

第三〇条 ① 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在つた者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去つた後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第三一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去つた時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)

第三二条 ① 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

② 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節 同時死亡の推定

第三二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

(法人の成立等)

第三三条 ① 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければならない。

② 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

(法人の能力)

第三四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(外国法人)

第三五条 ① 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

② 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の規定るところにより、登記をするものとする。

(外国法人の登記)

第三七条 ① 外国法人(第三五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。)が日本に事務所を設けたときは、三週間以内、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 外国法人の設立の準拠法

二 目的
三名称

四 事務所のある場所

五 存続期間を定めたときは、その定め

六 代表者の氏名及び住所

② 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。この場合において、登記前であっても、その変更をもって第三者に対抗することができない。

③ 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

④ 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

⑤ 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

⑥ 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならぬ。

⑦ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

⑧ 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

第三八条から第八四条まで 削除

第四章 物

(定義)

第八五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八六条 ① 土地及びその定着物は、不動産とする。

② 不動産以外の物は、すべて動産とする。

③ 無記名債権は、動産とみなす。

(主物及び従物)

第八七条 ① 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

② 従物は、主物の処分に従う。

(天然果実及び法定果実)

第八八条 ① 物の用法に従い取捨する産出物を天然果実とする。

② 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

(果実の帰属)

第八九条 ① 天然果実は、その元物から分離する時に、これを取捨する権利を有する者に帰属する。

② 法定果実は、これを取捨する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九〇条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる意思表示)

第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

(任意規定と異なる慣習)

第九二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節 意思表示

(心裡留保)

第九三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九四条 ① 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

② 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(錯誤)

第九五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九六条 ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

(隔地者に対する意思表示)

第九七条 ① 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

② 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(公示による意思表示)

第九八条 ① 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の

方法によってすることができる。

② 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

③ 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

④ 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

⑤ 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならぬ。

（意思表示の受領能力）

第九八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

第三節 代理

（代理行為の要件及び効果）

第九九条 ① 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

② 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

（本人のためにすることを示さない意思表示）
第一〇〇条 代理人が本人のためにすることを示さないでし

た意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

（代理行為の瑕疵）

第一〇一条 ① 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことよって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

② 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

（代理人の行為能力）

第一〇二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。

（権限の定めのない代理人の権限）

第一〇三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみを有する権限を有する。

- 一 保存行為
 - 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- （任意代理人による復代理人の選任）

第一〇四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができる。

（復代理人を選任した代理人の責任）

第一〇五条 ① 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

② 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨

を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

（法定代理人による復代理人の選任）

第一〇六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

（復代理人の権限等）

第一〇七条 ① 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

② 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

（自己契約及び双方代理）

第一〇八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

（代理権授与の表示による表見代理）

第一〇九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でのした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権限外の行為の表見代理）

第一一〇条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

（代理権の消滅事由）

第一一一条 ① 代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

金融取引小六法 2017年版

2016年12月15日 第1刷発行

編集代表 神 田 秀 樹
判 例 編 黒 田 直 行
責任編集
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4823

営業所／東京 03 (3267) 4812 大阪 06 (6261) 2911 名古屋 052 (332) 3511 福岡 092 (411) 0805

制作／地切 修 印刷／富士リプロ(株)

© Hideki Kanda 2016

ISBN978-4-7668-2392-9

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はケースに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。